

関東総合通信局 平成 29 年度重点施策

《ICT がカタチにする くらしの快適 もしもの備え》

関東総合通信局は、情報通信分野の行政を担当し、関東地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県及び山梨県)を管轄する総務省の地方支分部局です。

ICT の利活用による地域の活性化、電気通信事業や放送事業の監督、無線局の免許・検査、電波利用環境の保護等を通じ、魅力ある地域づくりと、地域住民の安心・安全な暮らしを目指しています。

平成 29 年度は「ICT がカタチにする くらしの快適 もしもの備え」をキャッチフレーズとして、次の課題に取り組みます。

I 災害から地域を守り命をつなぐ体制の強化

1 大規模災害に備えた他府省・自治体・関係機関等との連携強化

(1) 対策の迅速化、自治体等との連携強化の推進

東日本大震災や平成 28 年熊本地震、特異な進路をたどり甚大な被害をもたらした平成 28 年 8 月の台風 10 号など、近年、過去の経験では予測できない自然災害が頻発していることから、あらゆる災害発生時において迅速かつ確実な支援が行えるよう、「想定外」に備えた取組を進めます。

特に、非常災害時において、住民に対して必要な情報を伝達することが可能な無線局等の開設や災害対策用移動通信機器・移動電源車の貸出しなどの支援を迅速に行えるよう、自治体及び関係機関との連絡・連携体制を一層強化します。

(2) 非常災害時の通信確保に向けた関係機関との連携強化

国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する関東地方非常通信協議会の充実を図り、同協議会によるセミナー等を通じた非常災害時の意識の醸成を図るとともに、地域の非常訓練の実施による関係機関間の一層の強化、災害発生時における通信ルートの再構築を進めます。

2 Lアラートによる迅速かつ確実な災害情報等の伝達

＜Lアラート(災害情報共有システム)の利用促進＞

Lアラートは、テレビ・ラジオ・携帯電話・スマートフォン・ネット等の様々なメディアを通じて、自治体から発信される災害情報等を一括配信することにより、地域住民に「迅速」かつ「確実」に届けることができるシステムです。管内の関東 1 都 7 県では、平成 29 年度中に全ての市区町村からの情報を Lアラートによって住民に届けることができるようになることから、災害時における『情報難民ゼロ』を目指すとともに、災害時生活情報や避難所情報等の「お知らせ」情報の発信を、より一層促進します。

また、情報発信者と情報伝達者の情報共有・意見交換の場である「Lアラート地域連絡会」について、より各地域に密着した形で課題を解決できるよう、都県ごとの設置を促進します。

3 首都直下地震の地域課題解消に向けた仕組みづくり

＜情報団によるローカル情報共有システムの推進＞

当省が推進する「情報難民ゼロプロジェクト」の一環として、首都圏 100 万人以上の屋外滞留者(外国人・高齢者含む)が安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう支援します。首都直下地震の課題は同時多発火災と外出者支援です。津波では直感的に高台に避難しますが、地震火災ではどこへ逃げたらよいかローカルな災害情報がないと判断できません。しかし、自治体は本来業務に追われローカル情報の収集は困難です。そこで、情報団を活用したローカル情報共有システムを推進します。

情報団とは、SNS 等の活用に長けた地域社会のメンバーが平時は防犯・点検情報等を、非常時はローカルな被害状況を自治体に提供し地域に暮らす人々を情報面からサポートする仕組みです。情報拠点となる「まちかど情報ステーション」や「ネオポスター」等の防災アプリと情報連携したトータルな仕組みで

す。

4 災害に対応するネットワーク環境の整備

(1) Wi-Fi 環境整備による災害対応

防災拠点等における Wi-Fi 環境を整備する自治体に対して、「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」などにより支援します。

(2) 放送ネットワークの強靱化と臨時災害放送局等による災害時の情報提供手段の確保

・地域住民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を担っている情報を確保するため、災害に強い放送ネットワークの構築を支援します。

・臨時災害放送局の円滑な開設のために、地域連携体制を支援します。

(3) 災害発生に備えた通信基盤の整備の推進

防災行政無線の高度化と、制度化された低廉化システムの導入を含めた整備の拡充を推進します。

II 活気あるまちづくりと快適な暮らしの推進

1 地域 IoT 実装の促進と地域活性化支援

(1) 地域 IoT の実装を推進

自治体、関係団体、民間企業等と連携して、地域 IoT 実装推進に向けて取り組みます。また、地域が抱える様々な課題を解決するため、「ふるさとテレワーク推進事業」、「ICT スマートシティ整備推進事業」等の施策により支援し、地域 IoT 実装を推進します。

(2) 自治体、NPO による地域活性化を支援

自治体などが主体となって進めている、ICT を利活用した地域活性化への取組について、「ICT 地域マネージャー派遣事業」等の施策により支援します。

また、関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会と連携し、「ICT 地域連携フォーラム」の開催などにより、地域が抱える課題の解決のための NPO 等による取組を支援します。

(3) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする地域における IoT おもてなし環境の実現

訪日外国人を含めた誰にでも快適かつ安全な IoT を活用したおもてなし環境を実現するため、多言語音声翻訳システムをはじめ、スマートフォンやデジタルサイネージ等を活用した行政、観光、災害等の情報配信の普及・促進に努めます。

2 産学官連携による ICT の推進及び ICT 研究開発支援

(1) 大学や他府省等連携による ICT 利活用の推進

地域産業の生産性向上や人材育成等を通じた地域の活性化に向け、地方公共団体や他の地方機関、NICT 等の国立研究開発法人、業界団体等との連携による IoT やクラウド、オープンデータ等の利活用に関するセミナーやコンテスト等の各種施策やプロジェクトへの支援・協働に努めます。

(2) ICT 分野の研究開発を支援

ICT の利活用による地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学、地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発を「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の地域 ICT 振興型研究開発プログラム等により支援します。

また、ICT 分野における革新的な技術やアイデアの事業化をめざす企業等の研究開発を「I-Challenge!」等により支援します。

(3) 異業種間連携の推進

関東情報通信協会と共催して協定会内外の異業種交流の場を創出し、新たなビジネス展開と国民の快適な暮らしを支援します。

3 消費者支援と安心安全なインターネット環境の整備

(1) 消費者トラブル解消に向けた支援

電気通信事業者と消費者とのトラブルの解消を図るため、消費者保護の充実に努めます。

(2) 青少年の情報リテラシーの育成

インターネットをより安心・安全に利用できるよう地方公共団体、PTA、関係事業者、団体等と連携し、地域における青少年の情報リテラシーの向上に向けた周知・啓発を推進します。

4 4K・8Kの推進

<4K・8Kの推進と送受信環境確保に向けた周知・啓発>

4K・8K放送を推進するため、ケーブルテレビ網の光化等の支援を実施するとともに、送受信環境確保のための周知・啓発について、関係者と連携を図ります。

5 第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験の推進

<第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験に向けた取組>

IoT時代の基盤インフラとして期待される第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験に向け、関係者と連携を図ります。

Ⅲ 電波の利用促進と利用環境の保護

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーW杯2019の成功に向けた取組

(1) 競技施設の調査及び監視施設設備の検討

競技施設における適切な電波監視実施のため、各施設に関する情報収集を行うとともに、各施設及び周辺地域の電波環境の調査を実施し、その結果を踏まえ電波監視に有効な電波監視設備について検討します。

併せて、既存の電波監視設備の有効かつ効率的な活用について検討します。

(2) 競技開催予定地における不法無線局対策

競技場の建設現場周辺において不法・違反無線局が多く認められるため、捜査機関と共同して取締りを強化します。

(3) 海外から持ち込まれる無線局処理の体制整備

標記大会において、海外から持ち込まれる無線局について、免許から、検査、運用に係る一連の処理を円滑に進めるための体制を整備します。

2 周知啓発・未然防止に向けた取組の推進

(1) 医療機関における電波利用の周知及び支援

医療関係者を対象とした、電波の安全な利用に関する周知説明及び電波利用環境整備のための支援活動を実施します。

(2) 電波利用環境の保護推進

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」及び「受信環境クリーン月間」を中心に電波利用ルールの周知に努めます。公共工事現場、大型工事現場及び関連事業所において「不法・違反無線局の使用禁止」の周知を推進します。

(3) 電波の安全性の周知啓発

電波が健康に与える影響を懸念する声が高くなっていることに対応し、その安全性に関する説明会を実施するなど、電波の安全性への理解を広げるための周知を進めます。

(4) 不法無線の未然防止の推進

「無線設備試買テスト」の結果に基づき「微弱の範囲を超えた強さの電波を発する設備」の製造・販売業者に対し、当該設備の販売中止や回収を要請する等、不法無線の未然防止対策を強化します。

(5) 不法無線局対策の強化

捜査機関と共同して不法無線局の取締りを強化し、継続実施します。

(6) 電子申請の利用促進

無線局免許申請者等の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、無線局の電子申請に関する周知広報を行うことにより、その利用を促進します。

(7) 船舶共通通信システム及び AIS の普及促進

海難事故の防止、特に小型船舶の安全確保のため、船舶共通通信システム及び AIS 導入にかかる周知広報を行うことにより、その普及を促進します。

3 重要無線通信妨害の妨害源の迅速な排除

＜24 時間体制による重要無線通信妨害の迅速かつ的確な処理＞

人命・財産等の安全を脅かす不法無線局等を迅速に排除するとともに、重要無線通信妨害申告を 24 時間体制で受け付け、初動対応を的確に行い、全国の重妨害事案の迅速かつ的確な処理を支援することに努めます。

4 国際電波監視の充実

＜人工衛星や短波帯の重要無線通信に関する国際的な電波監視＞

三浦電波監視センターは、国際電気通信連合 (ITU) に指定された我が国唯一の国際監視局として国際的な役割を担っていることから、日本上空で過密状態が続いている人工衛星からの発射電波、国際放送や人命・財産の保全を目的とした重要無線通信が行われている短波帯の電波についての国際的な電波監視を充実します。